

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称 株式会社ケー・デー・シー本社

拠点所在地 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

平成31年3月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率
133	30	12,787	9,190	28.1%

【マージン率の計算式】

マージン率 = (① - ②) ÷ ① (小数点第2以下を四捨五入)

【マージンに含まれている費用】

- ・ 社会保険料(厚生年金保険・健康保険)の事業主負担分
- ・ 雇用保険料・労災保険料の事業主負担分
- ・ 有給休暇に関する負担分
- ・ 教育訓練費・福利厚生費
- ・ 営業、人材コーディネーターの人件費
- ・ 求人募集費、面接会場等経費
- ・ 営業利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 派遣のしくみ
- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ ビジネスマナー教育
- ・ 各種PC研修